

批評

『征西將軍宮』を讀む

文學博士 三浦周行

緒言

亡友文學士藤田明君は『征西將軍宮』を最後の勞作として白玉樓中の人となつた。君が史局に入つて南北朝時代史料の編纂を擔任してから十餘年間、年々發行の史料を除いて積年の蘊蓄を傾けた著書といつては本書の外にないのである。本書出版の後、君は一部を贈つて懇ろに批評を求められたから、余輩は喜んでこれを讀んだが、未だ其依囑を果さゝる中、君は早くも物故した。君の運命に對同情する世間の批評家は皆中合せた様に本書に對しても賞讃の聲を揚げた。君を知ることの深い丈

哀悼痛惜の情に於て、余輩は敢へて人後に落ちぬ。さり乍ら冷靜なる批判は區々たる私情に驅らるゝものゝ能くすべきことでない。『征西將軍宮』は永世不刊の書であつて、君の生死は毫も其價値を損益するに足らぬのである。况んや君は逝いて益を請ふことが出來ぬけれども、本書の校閲者に文學博士田中義成氏及び宇野東風氏、編纂補助者に文學士牧野純一氏が居られるから、若しも本書に多少の缺陷があるとすれば、是等の人々に依つて補修を將來に望むことも出來やう。徒らに其溢歿を悲んで嚴密なる批評を廢し、永く此機會を逸せしめるのは當に斯學に忠實でないのみならず、又友誼に敦いものでもなからう。斯く考へると、本誌前號の紹介に止めて置くのは相濟まぬやうに思はれるから、今單に一部の『征西將軍宮』を對象として此批評文を草し、聊か君の遺囑に酬ふことゝしたい。

引用書と索引

先づ總評から始めやう。此書は征西大將軍宮懷良親王と後の征西大將軍宮良成親王との御事蹟を中心として九州の形勢は申す迄もなく、苟くも其波及せる限り、内外各方面の史實を章節を分つて大體事件の年代順に書下したのが、本文五百三十七ページで、附録には征西將軍宮の御年譜、參考重要古文書集及び征西將軍宮の御系圖と九州の重なる諸大族の略系とを收め、都合七百五十二ページとなつて居る。征西大將軍宮の御事蹟、御墓八代宮等の口繪の外、本文の間にも處々に著者が得意の歴史地圖や、貴重にして且つ趣味ある古文書を挿入して其記事を補つてある。殊に本文中に引用してある重なる古文書は附録の古文書集に載せられて居つて、それらには参照の便にする爲め双方に番號が附してあるなど、著者の親切なる用意を窺はれる。

さり乍ら余輩は通讀に當つて、編纂の體裁上、二つの希望を抱いた。其一つは、本書には每節の終りに參考書名が載つて居るけれども、それは餘り有効でないから、何とぞ今一段の工夫を廻らしてほしかつたといふことである。節の長短はもとより不同であるが、他書とは違ひ、本書の如く零碎なる多數の古文書を綴り合はせたやうなもので章や節の命題以外に多くの史實を含んで居るものを十ページも其餘も書き下された後へ書名だけ載せたからとて、専門家はもとより一般の讀者に取つても、格別の効はあるまい。さりとて附録の古文書集に全文を收められて居るのは極めて少數の重要なものに限られて居るから、せめては行の改まる毎に引用書名を註し、文書の如きは其日附と文書名とを載せたかつたのである。(それが煩はしくば書名丈でも無いにはまさらう)

今一つは索引を添へて貰ひたかつたことである

本書の記述の如く似寄つた史實が幾度も／＼も繰り返され、同一人で或時は宮方になり、或時は武家方になり、同じ武家方にも將軍方もあれば錦小路方もあり、又同時に首鼠兩端を持して居たものといふ錯綜した状態では、これを讀む讀者の頭は自然混雜を免れまい。何れの本にも索引は調法のものであるが、本書にあつては殊に其必要を感じる。編纂の補助者を使ひ得た著者は、何故此點に氣附かなかつたらうか。實は此索引は著者自身にも必要である。下にも説くが如き記述の重複杯も、若し索引があつたらば、或程度迄避け得られたらうに、返す／＼も惜しいことである。

文體と記述法

本書の文章は概して謹嚴流暢に書かれて居つて間々修飾を加へられた感傷的な美文をも交へ、事實の記述の爲めに陥り易い乾燥無味の弊を免れんとする著者の苦心は余輩もこれを諒とする。さり

乍ら何分にも記事の正確と詳説とを期したる本書の事なれば、デーツや人名地名杯が引つきりなしに繰り返されて、一般讀者の倦厭を招くは是非ないことであらう。勿論何人が試みてもこれ以上に出でることは先づ困難としなければなるまいが、余輩は本書を通讀する際に、記述の方法上遺憾に思つた點が二三あつた。

先づ第一には概括的記述を出してから細説に入るやうにしたかつたことである。例へば本書の記述の中心なる九州の治亂は中央政況の反映に過ぎぬ場合が多く、又南北朝時代の事蹟で鎌倉時代に基くことも多い。若し初に其概括的説明を出して然る後、當面の事實を細説することゝしたならば讀者の理解も容易であらうし、又記述の重複を避けることも出來たであらう。然るに本書には此種の概括的記述が割合に乏しいから、何等の概念も用意もない讀者がいきなり八幡藪に飛び込んだや

うな遺憾が少からぬかと思はれる。例へば南北朝時代に於ける諸家の嚮背離合は中央でも地方でも大抵共通の軌道を行つて居たもので、鎮西の諸氏とて亦多分に漏れぬ譯であつたが、本書にはそれらの概括的説明が闕けて居る。中央に於ける尊氏直義兩黨の暗闘は九州にも影響して禍亂を捲起したから、本書にも此中央の政況を適當の所で今少し詳しく一般的に總叙して置いたらば、直冬の九州落ち後、宮方、武家方の間に起つた幾多の波瀾は及を待たずして解けたであらう。又九州の三守護と探題との關係についても、幕府が最初から特殊の委任をして置いた爲めに彼等が探題の赴任を喜ばなかつたのは、鎌倉時代から引續いた事情で、足利幕府になつてからの探題選任難も實はこれに基くことが多かつたのであるから、これも初に一度叙述して置くの必要がある。然るに本書に於ては隨時各所に説明してあるから、一度で済む記述

が一色範氏對少貳頼尙(八四、二五八)の場合や今川了俊對三守護(西一五、五一四)の場合等幾度も出でたり、鎌倉時代の起源に關した記述が却て後の方に現れたりして居る。其他の場合に於ても、記述の前後や重複が可なりに多い、前者の中には「是より先」と斷つてあるものもあるが、其間が餘りに延びて居る爲めに讀者に錯覺を與へる。後者についても、親王の御英資であらせられたことはもとより申上ぐる迄もないが、それが一編の中に餘りに多く繰り返されて居る。菊池氏一族が如何なる場合にも分裂しなかつたといふことも、幾度か聞かされた。これも強ちわるいことではあるまいが、讀者に強い印象を與へるには却て如何かと危まれ

る。次ぎに最も平易に記述したといふ著者の告白は余輩もこれを認めるものであるが、それでも尙ほ多少の遺憾の點がないでもない。例へば海賊船と

か關船とかいふ術語は何等かの説明がなくては一般讀者の誤解を招き、若しくは理解の出來兼ねるものであるのに、本書にはそれが無い。殊に前者の如きは一書の中で普通の意味の場合にも併用してあるから猶更混同し易からうと思ふ。又探題の事を斯波氏經の場合には管領と書いてある。探題は當時鎮西管領ともいひ、又鎮西大將軍とさへもいつたが、探題といふのも矢張當時の稱呼であつて見れば、本書の如きは何れか一つに（寧ろ後世迄も普通な探題に）一定してほしかつた。さもないと、讀者には探題の外に管領なる職名があつたかの如くに誤解される憂があらう。

史料の取扱方

本書の資料は古文書を中心として居るのであるが、是等の古文書の多くは一通としては何等の聯絡もなく、其内容概して貧弱な上に、年附の闕けたものさへあるから、これを纏めて行つた著者の

苦心は容易でない。尤も自序にも斷つてある如く前には田中元勝翁の『征西將軍宮譜』があつて是等の關係文書杯に精緻なる考證を加へられて居る。縦ひ參考史料の多く出でた今日から視て多少の失考を免れぬにもせよ、當時にあつては驚歎すべき程精核の點もあつて、本書に取つても確かに荆棘を拓いた偉功はある。此後にも史局の『史料』や『史稿』は幾多學者の攻究を重ねた成果で、日夕これを繙く自由を有した著者に多大の寄與をしたこといふ迄もなからう。本書には毎節參考書を載せてはあつたが、後者を始め新しい著書は其中に漏れて居るやうである。例へば正中の建長寺船や元弘の住吉船、さては堺港の地位杯に關する余輩の研究が黙つて採用されて居るのを見ても、余輩は實の處、是等の前著と對照した後ならでは、本研究に取つての最初の建設者たる榮冠を著者に與へるに躊躇する。余輩がこれから論ずる事項も或は著

者の創見でない場合があるかも知れぬ。さり乍ら今は一々それらと對照する暇もなし、又既に其著書に採用されたる以上、責任の著者にあるべきは言ふ迄もないから、其積りで批評を進めて行くの外はない。

先づ第一に著者に依つて本書の材料が能くこなされて居るかどうかといふに、本書を精讀する程の讀者は何人でも纏つた記録に乏しい時代に、古文書丈で史實を取扱ふことの困難を「しみる」思ひ浮べぬものはあるまい。例へば菊池武重(八八)武士、武敏(九二)の卒去の年代や懷良親王の中務卿から式部卿に御轉任の年月(三八四)の考定など皆それである。此點に於て著者が大體に於て成功して居ること申す迄もないが、中には間々遺憾の點がないでもない。例へば親王が伊豫の忽那島に御出

の頃、後醍醐天皇の崩御あらせられたことを叙して、「忽那一族軍忠次第に、親王御在島中の御事を

記せる第一に、供御料足の事を擧げ、次に御佛事料足事とあり、是れ恐らくは父天皇の御爲に、御佛事を修せられしにもあるべきか」と見えて居る。(六二一四)其典據たる『忽那一族軍忠次第』には

一 供御料足事

一 御佛事料足事

一 征西將軍宮當島渡御供御并御手人々兵糧事

一 同宮御服調進事(下巻)

とあつて、第三項以下は親王の供御其他に關したことに相違ないが、第一項、第二項が主格を闕いで居るのを見ても、其吉野の天皇の供御及び御佛事料足たることは明らかであつて、決して親王御在島中父帝の爲めに行はせられた御佛事を意味しては居らぬのである。是等の事は自然後項にも説き及ばさう。

論斷上の關隘

本書の論斷は概して控へ目勝であつて、際立つて斬新なものも見當らぬ代りに、奇矯なる獨斷も

なく、大體に於て肯綮に中つて居るといへやう。さり乍ら此美點には又多少の弱點を伴つて居る。即ち忌憚なくいへば、斷定が兎角鈍り勝であること、其斷定も目前の事態から打算されて、ともすると大局の判斷を閑却された嫌のあること及び記述の曖昧に陥ることなどであらう。本書の史實を慎重に取扱ひ過ぎた實例として、先づ阿曾宮の事を擧げやう。本書三十九ページには延元々年十月十日。後醍醐天皇が叡山から京都へ還幸あらせられたことを載せて、「是時(中)阿曾宮は吉野に赴かせられ云々」と書いてあるが、これは太平記の記事に據つたものである。此阿曾宮は本朝皇胤紹運錄等にも見えて居る御方で、『征西將軍宮譜』には此御名の他のものに見えざるを以て、同書の記者の誤解に歸して居乍ら、征西將軍宮の御事として居るが、本書には三十八ページに宮が鎮西宮として令旨を高野山堂衆に下し給うたことを載せて

阿曾宮とは御別人とし、四十三ページに「太平記が宮を阿曾宮とし、彼の十月十日に天皇の京都還幸と共に吉野地方に赴かせられたる如く記したるはもとより甚しき誤謬なるも云々」と明言してある。既に阿曾宮、鎮西宮の両宮は御別人であることれば、本書が紹運錄等の後醍醐天皇の皇子阿蘇宮母同法仁とある記事に據つて、一言の説明もなしに、宮の御母を法仁法親王と御同様、御子左爲道の女とするは矛盾でないか。(二)又本書に阿曾宮が吉野へ赴かせられたといふのは宮も叡山から吉野へ遁れられたとの謎で、宮は吉野から更に紀伊の海岸へ出で、御乗船があつたらうとの推定を下してあるが、これなども餘りに勝手な推論とは見まいか。而かも四十八―九ページ間に挿入された懷良親王御西下の御路筋圖には河内から吉野をよけて高野へ出られたやうになつて居るのは如何であらう。これと同一の筆法で、著者は又常陸親王をも興良

親王と御別人と見て居つて、百八十ページに「土佐にいまし、常陸親王も周防に出で、山陰山陽の兵を召され、興良親王も赤松氏の擁護を受けて播磨に兵を擧げられ、云々」と書いてある。余輩は此點に於ても『征西將軍宮譜』と同じく嘗つて北畠親房に奉せられて常陸にまし、大塔若宮興良親王即ち常陸親王なりと信ずるものである。

斯ばかり斷定に細心なる著者も史的人物の品隲になると、目立つて大飛車に出でる癖がある。これは隨所に見出だされるが、例へば建武の中興を説いた條に、「建武中興の業成り、一統の新政は施されたり、然れども天皇を輔佐し奉るべき良臣に乏しく、公卿の棟梁として(う)護良親王坐はずもこの新政を調理すべき治世の政治家にあらず、滿朝幾多の公卿はたゞ員に備はるのみ。義貞・正成の如き元弘の功臣あれども、是れ唯、一介の武弁にて盤根錯節の間にその力量を試みんとするの

器にあらず、足利尊氏獨り寵を得るも、徒らに野心を包藏して更に新政を輔け奉らんの意志なし。」と總捲りに評價して眼中人なく、氣焰當るべからざるの概がある。(二二)余輩は其當否を考量する前に、先づ天皇親政を御理想とせられて、關白をも置かれなかつた後醍醐天皇が、假りに良佐があつても其言に聽かれたものかどうかといふことを先決問題にしたいのである。實際中興政治の組織を見ても、又些細な所領の給與に向つて迄、一々綸旨が出でた事實を見ても、輔弼の責を朝臣にのみ負はずは稍々酷であらう。

すべて史上の人物論には成敗の見に捕はれるのが第一の禁物であるが、本書のそれには遺憾乍ら其形跡が稍々露骨に見えて居るかと思ふ。例へば斯波氏經が九州へ渡航する船内に夥多の傾城を置いて、さながら物見遊山の如く悠々と下向の途に就いた事を説いて、「當時官軍勢頗る旺盛なるに、

之を撃たんが爲め幕命を受けて赴任する管領が、出發する有様およそかくの如くなれば、その前途また卜するに難からざるなり」(二九〇)と論じて其失敗を豫言(予)してあるが、同じく九州下向に當つて、到る處名勝を探り歌枕を尋ねて、悠々閑々、「九州經營の大事を忘れたるものゝ如く」又「たゞ風流韻事の旅行たるが如く」に思はれた次ぎの探題今川了俊に向つては「其裏面に隠れたる幾多の慘憺たる經營」があつたことを認め、其赴任に要した時日の遷延でもそれが知られるといひ、「敢へて前探題(經)の轍を履まず、慎重に慎重を加へたるは、蓋し了俊の技倆の非凡なる所を見るべし」とさへ極言してある。成程傾城と歌枕とでは趣味に高低はあらう。さり乍ら氏經の傾城を載せて行つたといふことは例の太平記の記事で、同書には氏經出發の年も間違つて居る。假りにそれが事實としても、時代の道德標準は悉く今日と

一致はせぬ。殊に兩人の行動には或程度迄共通の點もあつたのに拘らず、一方に責むるに嚴で、一方に寛であつたり、兩人の九州に赴任した前後の形勢や周圍の事情に變化のあつたことを度外視し乍ら、單に趣味の高低丈を以て其成敗を卜するは果して當を得たものといへやうか。本書には又九州で失脚した氏經の歸京後出家して風月を友とする身となつたことを説いて、「その初、九州平定の任命を帯び、兵庫を發し、傾城を乗せて瀬戸内海を西下せし時の元氣は、遂に彼に見る能はざることゝなりぬ」とあるは、もとより一種の揶揄皮肉ではあらうが、全編の眞面目なる記述に對して不釣合の嫌もあるから、寧ろ無くもがなと思ふ。

又本書の論斷が多少當面の事實に捕はれて根本の喫緊事を閑却したかと思はれる一二の例を擧げると、正平五年に足利直冬が太宰府に乗入つて所在を風靡した時、一色範氏から尊氏の出征を請う

た理由を、本書には先きに直冬を伐つ爲め、尊氏より派遣された高師泰が石見の官軍に沮まれて來援し難くなつたことに歸してあるが、(一七〇)實は直冬が九州に入つてから、尊氏の命と稱して味方の兵を募つて居たので、九州の諸大名の其麾下に馳集つたのもこれが爲めであるから、此際範氏としては是非共尊氏自身の出馬を必要としたからである。當時尊氏の御教書に「九州蜂起事、直冬稱御意相語士卒之由依其聞、爲散不審所發向也云々」といつて居るのは何より能くこれを告白して居るものである。太平記にも略々同意味を載せて尊氏出征は師直の勧めであつたと書いて居る。或はさうであつたらう。何れにしても師泰の進退如何は格別重要なことではなかつた。尊氏西下の報道が假令一時的にもせよ、範氏の勢力を挽回せしめたことは著者も認めるところである。(一七二)又正平十一年(本書に十二年に作るは誤)島津氏久が歸順した理由についても、本書には官軍の勢が盛んで武家方の意氣銷沈した爲め、島津氏が窮境に陥つたから、宮方に歸順して薩摩の官軍と共に當の強敵たる日向の島山直顯に對抗するの利を認め氏久が先づ降つたと説明してある。(二五〇)成程氏久は其後三條泰季に屬して大隅加治木の岩屋城を攻めなごして居るけれども、果して降服の當時島山氏對抗を畫するが如き餘裕があつたであらうか。本書にも説かれて居る如く、征西府の軍は連戦敵を破つて、一色氏は奔り、大友氏は降り、孤立無援の島津氏は罷り違へば一家破滅の危機に瀕して居たから、さしも頑強なる島津氏も餘儀なく降服を申出でたものと思はれぬ。而かも氏久が先づ降つて貞久・師久が後れて降つたことには確かに意義があつた。貞久・師久は正平十四年四月前(本書に同年末か十五年の初かとあるは誤つて居る)既に叛いて武家方になつたが、氏久は尙

は宮方を改めなかつた。それにも拘らず、延文四年(正平十四年)四月五日の貞久の讓狀に於て、氏久に讓る所領の事について遺言をなして居るを見れば、氏久の歸順は全く父子馴合ひの結果であつて宮方の自家に對する鋒鏑を緩和し、實際正平十一年九月の初に泰季は市來鮫島諸氏を率ゐて島津氏の城を攻めつゝあつた)貞久も、後一旦宮方に降つたものゝ、氏久に先きだつて復武家方となつたのは、兩者何れの世となつても、一家の全滅を免れんとしたものに相違ない。本書が此幾微に觸れずして、只管畠山氏への對抗に重きを置いてあるのは遺憾である。

本書には又「元來直義が南朝に降を納れしは尊氏に對する一時の手段に出でしものにて、本意にあらざれば、講和の成ると共に、南朝のごと更に眼中になきなり」(一八六)といつてある。成程直義の歸順した當初の事情はさうであつたが、既に

尊氏をも屈服せしめた以上、彼れは百尺竿頭一步を進めて、尊氏等主従の熱望して而かも實現されなかつた公武合體の難事を其一手に達成して多年の宿題を解決すると同時に、彌が上にも自家の勢望權威を高めやうとの野心があつたらしく、彼れは頗る熱心に後村上天皇の御入京を望み奉つた。此運動に尊氏も同意であつたことは當時吉野より入京した楠木正儀の使者が尊氏に謁して引出物を貰つて居るのでも知られやう。本書には是時の和議の不成立に終つた理由の一つとして北朝の帝位を去らるゝを好まれなかつた事を數へてあるが、程なく尊氏・直義の和が破れて尊氏は南朝に降り彼等の今迄推戴しつゝあつた北朝の天皇上皇東宮を置去りにし奉つて東下した手際でも、此御希望が彼等の間に餘り重きをなして居なかつたことが解る。直義は内には尊氏の同意もあり、外には楠木正儀の好意があつたから、定めて必成を期して

居たであらう。然るに南朝の堂々たる名分論に一溜りもなく談判は破裂に歸して仕舞つた。此結果は延いて彼れの威信を失墜せしめて、失脚の一因となるに至つたのである。彼れが尊氏との講和後南朝を眼中に置かなかつたとの觀察は當時の事情に於て賛成が出来兼ねる。

公平と溢美

最後に余輩の批判を試みたいのは本書の主人公にまします宮及び麾下の諸士に對する觀察の公平を得たりや否やといふの點にある。本書の編纂は親王を初め奉り、菊池・阿蘇諸氏の遺風餘烈を宣揚して風教に資せんとの熊本縣教育會の希望に基いて成つたものである。此種の編纂は動もすれば過褒溢美に陥り、觀察の公平を期し難いものであるが、著者は道に着眼が穩健で見苦しい失體を見出すことが出来ぬ。されど尙ほ白玉の微瑕ともいふべき一種の臭味は多少ないでもない。

親王の御事蹟について余輩の心附いたのは本書の親王の明使との御折衝についての觀察である。

本書に親王が明使に對して、我れに防備のあることを示さるゝと同時に、平和の貴ぶべきことを説かれて明の來征の念を挫かれたのは時宗が元使を斬つたことゝ共に千古の快事であると言つては難であらうが、「是れ蓋し親王の天資英邁この難局に處して誤まられざるの致す所とはいへ、また恃み給ふ所なく輕々に處せられたるにあらず、全く倭寇の愈々猖獗にして明國が殆んどその難に絶えず困窮の極にあるを見、一面には倭寇を奨勵せられつゝ、この回答を與へられしものなるべし、」(四四八)との結論に至つては果して當を得たものであらうか。明史や閩書に據ると、明は國王良懷に璽書を賜ひ入寇を詰つたけれども、良懷は命を奉せずして山東に寇し、温台明州傍海の民を掠め遂に福建沿海の郡に寇したとあるが、著者が親王

の倭寇の御獎勵を認めた根據は恐らく這邊にあらう。果して然らば國際上の信義から見たならば、親王の外交は同時の武家方の探題今川了俊が朝鮮との交鄰の誼を重んじて倭寇の賊を捕へ三島の侵掠を禁じたのに對して一籌を輸せられるといふの外はあるまい。非常の場合、マキアヴェリー式の外交は餘儀ないとするも、又倭寇の御獎勵を事實とするも、親王の御偉績として特筆大書するは風教に資すべきことであらうか。然るに余輩は明が親王を日本國王と見て居た丈當時の倭寇も親王の部下の軍隊と見たもので、本書は又それに誤られて、親王の倭寇御獎勵を思ひ浮べ、俗にいふ鼠負の引倒しに近き結論に到達したものと信ずる。

菊池氏については著者は滿腔の敬意を拂つて繰り返し々其忠烈を語つて居る。これに據れば、菊池氏の最も誇とする所は、同族の團結が鞏固であつて、他の諸氏に見るが如き一族から離れて武

家方となるものゝなかつた點にある。著者は其理由として九十二ページには武重が百年の後を慮つて一族同議の制を設けたのに歸してあるが、二百十七ページに至ると、更に菊池氏一族の多年養成した士風がおのづから普通の豪族と變つて居たことに歸して、同氏の由來佛法に熱心で、大智や秀山から精神上の修養を得た結果に基づくところが多かつたらうといつて居る。(是等も一箇所に纏めてほしかつた) 余輩も大體に於て是等の事實を認めるものであるが、同時に其除外例をも認めたい。即ち正平三年征西府の活動時代に於て既に其一族菊池越前權守武宗は叛いて武家方となつて居る。本書には「是れ詫磨氏一族早岐氏を繼ぎしによるものなるべし」(一五二)とあるが、惠良惟澄の註進狀にも見ゆる如く、武宗は菊池九郎武久の養父で、小山とも稱した程であるから、もとより肥後國六箇莊小山村の地頭職であつた。本書が武宗

の武家方に走つた事實を認め乍ら「菊池氏に於ては、當時の諸家に見ゆる如き一族間の分裂を見ず」(一五二)といふは如何であらう。應安七年十月七日の了俊の狀に據ると、事實の有無は保證出來ぬが、武光の死後一族が歎を彼れに通じて其遺領の給與を申出でたものがあるといふ。又武朝の時に一族の内訌を生じて、武朝の反對派が守山城に據つて武朝と戦つた。本書には彼等を稱して「菊池一族の末輩」(四七一)といつてあるけれども、末輩にもせよ、事實はこれを否定することが出來ぬ。余輩は菊池氏の忠烈に好んで汚點を印せんとするものでない。さり乍ら菊池武朝申狀を見ても、武朝が一族から排斥されたのは楠本正儀のそれに似て、確かに征西府衰亡の一因であつたと迄思つて居る。世々純忠の士を出した楠木氏は一時にもせよ、正儀が武家方に走り、(其事情には同情すべき點はあるが)又一族にも和田氏等の武家方を出

した。新田氏とても其一族に武家方があつたことは同様である。さり乍ら此分裂にはそれ〴〵相當の事情のあつたことで、これあるが爲めに是等二三氏の勤王の事蹟に累を及ぼす譯がない。(其反對に大友や少貳等の武家方の一族にも亦宮方があつた)此點より余輩が「菊池氏の團結の鞏固にして一人の反者を出さず」(四四二)といふが如き本書の大膽なる記述が却て心ある讀者を慄慄せしめねばよいがと案じる。

余輩は本書を通讀するの際、菊池氏の忠烈について本書の記述を補ひ、若しくは改訂すべきものゝ一二あるに心附いたから序にこれを述べて此批評の筆を擱くことゝしたい。

菊池武時の博多攻撃は不幸失敗に終つたけれども、彼れは嘗に「九州勤王の先驅」(一四)であつたのみならず、彼れ程の名士の戦死は元弘官軍第一の犠牲者として見るべきである。其挺身難に殉し

た一事が、宮方の士氣を鼓舞したこと多大であつた。『菊池武朝申狀』にはこれについて次の如き記事がある。

元弘一統之頃、義貞正成長年命^二出仕^一之日、如^二正成言上^一者、元弘忠烈者勞功輩雖^二惟多^一、何存^二身命^一者也、獨依^二勅諭^一一墜^二一命^一者武時入道也、忠厚尤爲^二第一^一歟云々、此條達^二叙聽^一之由世以無^二其際^一者也。

これに據ると、元弘戦後、正成は御前に於て義貞長年等と列席した時(論功行賞について御前會議のあつた時の事でもあらうか)正成は武時を推して忠厚第一と申したとの事である。此正成の人を見るの明があつた一場の佳話は、又武時の元弘戦局の地位を語る美談であるに、本書のこれを逸して居るのは惜むべき事である。

次に本書に元中八年八代城陥落後の武朝について「八代の地は殆んど今川軍の蹂躪する所となり、良成親王もやむなく一時講和を結び給ひ、多年苦節を守りし名和伯耆守顯興も遂に今川軍に敵し難

くして降り、菊池武朝以下また所在を詳らかにせず」(四九七)と記されたのは明德二年九月日の後藤武雄大宮司跡代新兵衛尉の軍忠狀(七三二)に「仍宮御所御合體、伯耆守(顯興)以下輩降參云々」の文に武朝が見ぬぬから、著者は武朝が顯興と共に敵に降つたとは見なかつたであらう。武朝が若し降人中にあつたならば、軍忠狀にも漏れまじき筈であるから、これについて反證のあらはれざる限り、先づ此中に居なかつたとするが穩當の解釋であらう。然るに本書の下文には、「親王は敵と講和せられて八代の奥(高田御所)にもやあらむ」に避け給ひしが如く、武朝のなほ侍側せしか否かは之を詳かにするを得ざれども、一時今川軍と和を講じて菊池に歸りしもの、如く、彼の明德四年十月五日及び五年六月十九日今川貞臣(義範)が阿蘇惟政の訴によりて、幕府の命を受け、肥後の同社領を沙汰せしめし狀に、菊池肥後守と宛てたるは、

蓋し一時講和成立し、ついで京都にても南北兩朝の合一となりたるを以て、かく貞臣より武朝へ宛てかゝる命令を出したるものなるべし(五〇〇—一)とあつて、武朝も南北合一前に今川氏と講和

したと見て居る。果して然れば菊池氏の本家たる武朝も武家方に屬した譯で、獨り一族の末輩を責むることが出来ぬ。それも事實然うであれば餘儀ないが、本書にはこれを立證すべき何等の證左を示して居らぬのである。彼の明徳四年同五年の今川貞臣の武朝に與へた狀の如きも、南北合一の翌年若しくは翌々年のものであるから、これに據つて合一前に於ける武朝と今川との講和成立を證明することは出来ぬ。尤も歴代鎮西志に「明徳二年京都將軍義滿公差五山之僧遣鎮西」説「菊池及少貳之輩而與今川」和議既成、而宮御處還御於本處「今川旌師、少貳復于太宰府」と見えて居るが、これは全く他書に見當らぬ事で、鎮西志丈ではも

とより信用に足らぬ。『征西將軍宮譜』には貞臣の狀を以て武朝が合一後將軍方に參りて京都(幕府)の成敗を受けたものと看做して、下の如くに論じて居る。

此狀の趣にては、去年南北御和談の後は武朝も惟政も力なく將軍方に參りて京都の御成敗をうけたりと見へたり。打見には二人乍ら父祖には似ず、不忠不義の振舞なりと思ふ人もあるべけれども、まことは南北御和談の上は今更誰が爲めに餘なき合戦して、身をも家をも亡すべき。是迄宮方してありし人は世の中かく成行てはまた二人の如く心にてあらんこそ時宜によく叶ひたりともいふべけれ。さりさて宮の猶かくておはしますを御敵となりて攻まいらすべきこそわりもなき事なれば、たゞいろいろひたてまつりてなり行かせ給ふやうを見たまつりてあらんより外またよき處措とてもあるまじく思ふなり。

これ實に着實なる史論である。余輩も今後これを否定すべき確證の出でざる限りは、南北合一の際迄は武朝に對して其孤忠を全うしたものと見たい既に合一の成立した以上は公家方もなく、武家方

もない。飽迄も足利氏に反抗を續けた楠氏の子孫も一見識ではあるが、さりとて敵味方の觀念を棄て、合一後の幕府の節制を受けた菊池氏を貶すべき理由は毫もこれを認めぬのである。(讀者は多少事情は違ふが、明治維新後の勝安房翁の地位を聯想せられたい)然るに菊池氏の武家屈服が合一以前なると以後なることが、同氏の勤王事歴に汚點を印すると否との分岐點なるにも拘らず、本書が同氏擁護の他の筆法に似ずして、さしたる確證もなきに、合一以前の屈服を認めたのは遺憾である。

武朝の擧兵が此意味の再興であつた形跡は少しも見ぬ。本書には彼れが擧兵の動機について、唯「天下の形勢を見て憤懣に堪へず」(五一九)とあるけれども、如何なる點が彼れをして憤懣に堪へざらしめたかは説明がない。余輩の見るところでは、武朝の擧兵は、舊宮方武家方の争抔とは全然無關係の事であつた。今川了俊が中央及び九州に於ける了俊反對派の槍玉に揚げられて、心にもなく其探題職を罷められ、反對派の澁川滿頼がこれに代つて赴任してから、武朝は了俊派の一領袖として同派の人々と共に新探題及び大内義弘を主盟とした大友島津等の了俊反對派に反抗したに過ぎぬ。薩藩舊記の應永記に據つても武朝が了俊の博多に居た、まらずなつた時には少貳や千葉等と斡旋して肥前の小城に居らせたことが見ゆる。當時彼れは少貳・千葉・大村等の了俊派と共に了俊の復任を幕府に要請したと見えて、了俊反對派の首領たる

さればとて余輩は應永四年に武朝が少貳貞頼等と兵を擧げた事を以て再興の畫策とする本書の觀察にも同意することが出來ぬ。そも、合一後の再興とは何を意味するであらう。後征西大將軍宮は合一後も尙ほ矢部の小天地にいまして元中の年號を用ひ、九州再興の事を舊宮方に仰出されたが、時機は既に去つて何等の反響もなかつた。

管領斯波義將の奉書には彼等を『九州嗷訴輩』と書いて居る。合一と共に消滅した宮方・武家方の舊感情を以て武朝の心事を揣摩するは時世の轉變を閑却したもので、公正の論とはいはれまい。

結 語

これを要するに、本書の如く零碎なる史料を通して歴史の全局面を窺はふとせば、人に依つて其論斷を異にするを免れぬ。細心なる著者が妄斷を避ける爲めに多大の努力をなしたことは何人も充分にこれを看取することが出来る。殊に其編纂法は著者の卓抜なる技倆を示して居る。征西大將軍宮を中心として書かれた精緻にして且つ正確なる南北朝史は本書を以て第一位に置かねばならぬ。縦ひ自由研究の見地から視て、多少の將來の補訂に缺つべき點があらうとも、學海は著者の貢獻に向つて永久に感謝を拂はねばならぬ。

Chao Ju-kua, [趙汝适] his
Work on the Chinese and
Arab Trade in the 12th and
13th Centuries, entitled Chu-
fan-chi [諸蕃志]

文學博士 桑 原 隲 藏

一

『諸蕃志』は宋の宗室で、南宋時代に福建の提舉市舶使を勤めて居つた趙汝适の作である。藤田豊八君所藏の舊抄本『諸蕃志』には、趙汝适自身の序文があつて、その序文に据ると、この『諸蕃志』は理宗の寶慶元年(西曆一二二五)に作られたことがわかる。當時福建地方に於ける外國貿易が稀有の繁昌を極めたことは、近頃吾が輩が『史學雜誌』に掲げた論文中にも略記載して置いた。提舉市舶使として、この地方の外國貿易のことを管理した趙汝